

(別添)

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の
被扶養者の収入確認の特例に関するQ & A

【対象者について】

Q 1 特例の取扱いは、どのような方が対象になりますか。

A 1 本特例の対象者は、新型コロナワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）となります。

具体的には、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が対象となります。

Q 2 医療職ではありませんが、新たにワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で勤務しようとしています。特例の対象となりますか。

A 2 特例の対象とはなりません。

Q 3 看護師の有資格者ですが、新たにワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で勤務しようとしています。特例の対象となりますか。

A 3 ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する場合には特例の対象となりますが、その他の場合は特例の対象とはなりません。

Q 4 看護師の有資格者ですが、看護師としてではなく事務職として医療機関の受付等で勤務しています。雇用契約には変更はありませんが、ワクチン接種に伴って残業が増加しています。特例措置の対象となりますか。

A 4 特例の対象とはなりません。

なお、特例の対象でない場合でも、認定中の被扶養者について、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わず、上記設問のように、新型コロナウイルス感染症の対応として、認定時には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加した場合は、原則として減員の申告は不要とします。

ただし、昇給又は恒常的な勤務時間の増加を伴う場合など、雇用契約書等と照ら

し、総合的に将来収入の見込みが収入基準を超える場合は、現行どおり減員の申告をしてください。本特例内容及び「被扶養者認定取扱基準」（当共済組合ホームページに掲載）をご確認のうえ、引き続き適切な申告をお願いします。

Q 5 医療機関で看護師として勤務していますが、ワクチン接種の業務には関わっていません。雇用契約には変更はありませんが、ワクチン接種に伴って残業が増加しています。特例措置の対象となりますか。

A 5 特例の対象とはなりません。

なお、特例の対象でない場合については、Q4 参照。

【対象となる収入について】

Q 6 特例の対象となる収入は何ですか。

A 6 特例措置の対象となる収入は、高齢者向けの新型コロナワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金となります。（インフルエンザウイルスワクチン等、他のワクチン接種業務に対する賃金は対象となりません。）

なお、被扶養者の認定及び検認における収入確認の際に、ワクチン接種業務を行う事業者（市（区）町村又は医療機関）から発行された、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証する書類（以下「証明書類」という。）（様式1）の提出を求めますので、従事された際には事業者等に証明書類の交付を受けて、保管しておいてください。

Q 7 令和4年2月の賃金が令和4年3月に支給された場合は対象となりますか。

A 7 特例措置の対象となる収入は、高齢者向けの新型コロナワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金となるため、令和4年2月の賃金が令和4年3月に支給された場合も、特例措置の対象となります。

Q 8 ワクチン接種会場への交通費が支給された場合、この交通費は特例の対象となりますか。

A 8 交通費についても特例の対象となります。

Q9 もともと勤務していた医療機関でワクチン接種業務を行ったほか、自治体のワクチン接種会場で勤務しました。証明書類はそれぞれの事業所毎に作成が必要ですか。

A9 複数の事業所においてワクチン接種業務に従事した場合には、それぞれの事業所毎に証明書類の作成が必要です。

【その他について】

Q10 この特例の対象となれば、必ず被扶養者で居続けられるということですか。

A10 新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る収入を除いても、なお、年間収入見込みが収入基準を超えることとなる場合や、恒常的な勤務時間の増加がある場合等では、被扶養者の認定要件を満たさなくなることもありますので、本特例内容及び「被扶養者認定取扱基準」（当共済組合ホームページに掲載）をご確認のうえ適切な申告をお願いします。（Q4参照）

Q11 医療機関で新しく働こうとしています。ワクチン接種業務に従事するのですが、社会保険の適用条件を満たしているため、健康保険に加入することになると事業主から伝えられました。被扶養者のままでいることはできますか。

A11 社会保険の適用事業所において、正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても短時間労働者の社会保険の適用条件を持たず場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。就職に伴う減員の申告をしてください。

Q12 この特例に該当し、ワクチン接種業務に従事した賃金を除く年間収入見込みが収入基準を超えることはありませんが、既に減員の届出をしてしまいました。被扶養者として再認定してもらえますか。

A12 当共済組合へご連絡ください。ワクチン接種業務による収入を除外した年間収入見込みが収入基準未満である等の収入要件を満たし、また、被保険者との身分関係等の収入要件以外の被扶養者要件を満たしている場合には資格喪失を取消し、遡及して被扶養者として取り扱うこととします。